

議案第55号説明資料

令和2年11月30日

大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	3～4
関係法令	参考

# 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

選挙執行時の投票所並びに期日前投票所における投票管理者と投票立会人について、交替して従事できるように、全日従事しない場合の報酬を規定します。併せて選挙立会人の報酬を規定し、開票並びに選挙会が翌日まで引き続いた場合の選挙長、開票管理者、開票立会人、選挙立会人の報酬について整理を行い、選挙の執行に従事する者の報酬額を「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に規定する額に合わせるよう改正します。

## 2 改正内容

### (1) 投票管理者及び投票立会人の交替について（別表）

選挙執行時には、公職選挙法に基づき投票所並びに期日前投票所を設置しています。投票所並びに期日前投票所には投票管理者と投票立会人を、公職選挙法に規定する時間配置しています。従事した者には条例に定める日額の報酬を支給しています。

- ・投票所の投票時間（開設している時間） 7：00～20：00（13時間）
- ・期日前投票所の投票時間（開設している時間） 8：30～20：00（11時間30分）
- ・報酬対象者：1投票所あたり投票管理者1人+投票立会人2人

投票所並びに期日前投票所における投票管理者と投票立会人について、交替して従事することとした場合、報酬は日額で規定されていることから、全日（一日を通じて）従事しない場合の報酬の規定が必要となります。半日で交替する場合など従事する時間に応じて別途定める規則等に基づき報酬額を算出して支給できるように、条例の別表の一部を改正します。

#### 【条例の別表の改正内容】

「日額〇〇円」⇒「日額〇〇円を超えない範囲内で大磯町選挙管理委員会が定める額」

#### 【参考】規則等に定める内容について

（日額の報酬額÷1日の投票時間数×管理者又は立会人として従事する時間数）  
を基本として、按分計算により報酬金額を算出することとします。

### (2) 選挙立会人の報酬について（別表）

選挙立会人は当選者の決定を行う選挙会に立ち会う者として公職選挙法に規定される者です。町長選挙及び町議会議員選挙など、開票と併せて（引き続いて）選挙会を行う場合は公職選挙法により、選挙立会人をもって開票立会人に充てることとされて

います。

本町では、選挙立会人と開票立会人については同じ者が従事していることから、開票立会人の報酬をもって選挙立会人に報酬を支給しているため、公職選挙法の規定にあわせて町条例に選挙立会人の報酬を規定します。

**(3) 開票並びに選挙会が翌日まで引き続いた場合の報酬の整理について(第3条第2項)**

投票日の投票終了後に引き続いて、開票及び選挙会を行います。これに従事する選挙長、開票管理者、開票立会人、選挙立会人の報酬について、午前0時を過ぎて翌日まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして、日額の報酬1日分のみを支給するよう規定します。

**(4) 選挙の執行に従事する者の報酬金額について(別表)**

選挙の執行に従事する者の報酬の金額について、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」第14条第1項に規定されている金額とするよう改めます。これは国政選挙や県知事県議会議員選挙が執行されたときは、同法により算出された選挙の執行経費が市町村に交付される仕組みとなっているためです。

【参考】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(選挙執行経費基準法)及び大磯町の条例に規定する報酬額

区 分	選挙執行経費基準法	大磯町報酬条例の額
選挙長	日額 10,800 円	日額 10,300 円 ⇒ <u>10,800 円</u>
投票所の投票管理者	日額 12,800 円	日額 12,100 円 ⇒ <u>12,800 円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円	日額 10,000 円 ⇒ <u>11,300 円</u>
開票管理者	日額 10,800 円	日額 10,300 円 ⇒ <u>10,800 円</u>
投票所の投票立会人	日額 10,900 円	日額 11,100 円 ⇒ <u>10,900 円</u>
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円	日額 8,600 円 ⇒ <u>9,600 円</u>
開票立会人	日額 8,900 円	日額 9,300 円 ⇒ <u>8,900 円</u>
選挙立会人	日額 8,900 円	なし ⇒ <u>開票立会人と同額で追加</u>

**(5) 施行日と経過措置について(附則)**

公布の日からの施行とし、施行の日以後にその期日を公示又は告示される選挙から適用することとします。

大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正案

第1条・第2条 省略  
(報酬の支給)

第3条 特別職の職員の就職、退職又は死亡の場合における報酬の支給方法は、大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)第6条の例による。

2 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人が、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続き職務に従事したときは、前項の規定にかかわらず、当該翌日の職務を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。

第4条・第5条 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大磯町特別職職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

現行

第1条・第2条 省略  
(報酬の支給)

第3条 特別職の職員の就職、退職又は死亡の場合における報酬の支給方法は、大磯町職員の給与に関する条例(昭和30年大磯町条例第10号)第6条の例による。

第4条・第5条 省略

別表 (第2条、第4条関係)

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	省略	省略
選挙管理委員会補充員	省略	省略
選挙長	日額 10,800 円	同上
投票所の投票管理者	日額 12,800 円を超えない範囲内で大磯町選挙管理委員会が定める額	同上
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300 円を超えない範囲内で大磯町選挙管	同上

別表 (第2条、第4条関係)

区分	報酬の額	費用弁償の額
教育委員会委員	省略	省略
選挙管理委員会補充員	省略	省略
選挙長	日額 10,300 円	同上
投票所の投票管理者	日額 12,100 円	同上
期日前投票所の投票管理者	日額 10,000 円	同上

改正案		現行		
<u>開票管理者</u> <u>投票所の投票立会人</u>	<u>理委員会が定める額</u> <u>日額 10,800 円</u> <u>日額 10,900 円を超えない</u> <u>範囲内で大磯町選挙管</u> <u>理委員会が定める額</u> <u>日額 9,600 円を超えない</u> <u>範囲内で大磯町選挙管理</u> <u>委員会が定める額</u> <u>日額 8,900 円</u> <u>日額 8,900 円</u> 省略 } 省略	<u>開票管理者</u> <u>投票所の投票立会人</u>	<u>日額 10,300 円</u> <u>日額 11,100 円</u>	<u>同上</u> <u>同上</u>
<u>期日前投票所の投票立会人</u>	<u>同上</u>	<u>期日前投票所の投票立会人</u>	<u>日額 8,600 円</u>	<u>同上</u>
<u>開票立会人</u> <u>選挙立会人</u> <u>文化財専門委員</u> } <u>名誉町民選挙委員会委員</u>	<u>同上</u> <u>同上</u> 省略 } 省略	<u>開票立会人</u> <u>文化財専門委員</u> } <u>名誉町民選挙委員会委員</u>	<u>日額 9,300 円</u> 省略 } 省略	<u>同上</u> 省略 } 省略

## 関係法令

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）抜粋  
令和元年 5 月 15 日公布、施行

### （目的）

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会並びに参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

### （選挙長等の費用弁償額）

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 選挙長 一日につき 一万八百円
  - 二 投票所の投票管理者 一日につき 一万二千八百円
  - 三 共通投票所の投票管理者 一日につき 一万二千八百円
  - 四 期日前投票所の投票管理者 一日につき 一万千三百円
  - 五 開票管理者 一日につき 一万八百円
  - 六 投票所の投票立会人 一日につき 一万九百円
  - 七 共通投票所の投票立会人 一日につき 一万九百円
  - 八 期日前投票所の投票立会人 一日につき 九千六百元
  - 九 開票立会人 一日につき 八千九百円
  - 十 選挙立会人 一日につき 八千九百円
- 2 選挙長が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし、その額及び支給の方法は、総務大臣の定めるところによるものとする。
- 3 第一項の費用の額は、第四条から第六条までに規定する経費の基本額中に含めるものとする。